

清川村教育委員会会議録

日 時 令和3年7月27日(火) 午前11時20分～11時50分
場 所 せせらぎ館3階 研修室
出席委員等 教育長 山田一夫、職務代理者 橋本直人、委員 加藤しのぶ、
委員 今野郁夫 委員 石川富美子
事務局 (井川参事兼指導主事、中澤生涯学習課長、相原学校教育
課長)

議事日程

1. 開会
2. あいさつ
3. 案件
 - (1) 前回会議録の承認について
 - (2) 教育長の報告
 - (3) 議案第13号 令和4年度使用教科用図書の採択について
 - (4) その他
4. 次回の会議日程
5. 閉会

開会 (午前11時20分)

教育長あいさつ

学校が夏休みに入り、中学校では、部活動の大会等も順調に進み、この時期では、県大会の最中だと思います。小学校では、夏休みのプールがなくて、子どもたちもかわいそうですが、更衣室が密になり、なかなか思うように使用が出来なくて不便をかけています。子どもたちがどのように夏休みを過ごしているか、心配しているところでもあります。

千葉県八街市のダンプ事故に対して、すぐに通学路点検をしました。清川村はダンプの往来が多く、道路が狭いところもあり、(歩行者の歩く幅を示す)グリーンラインが剥げかかっているところもあります。「直せるところを要望していこう」ということで学校の先生をお願いして点検をしてもらいました。

いろいろな案件がありますが、アンテナを高くして、やれるところはすぐにやる、スピード感を持つことは大事なことだと思います。(総合教育会議後で)時間が短くなりましたが、よろしくお願ひします。

案件(1) 前回会議録の承認について

- ◎ 別紙「資料1」会議録(案)のとおり、承認されました。

案件（２）教育長の報告

◎ 教育長から別紙「資料２」により、教育長の動向について報告しました。

*質疑なし

案件（３）議案第１３号 令和４年度使用教科用図書の採択について

教育長

それでは、次第３ 案件の（３） 議案第 13 号「令和４年度使用教科用図書の採択について」を議題といたします。

議案審議に先立ちまして、採択についての提案理由及び内容を事務局より説明をお願いします。

事務局

はじめに、資料の確認をします。本日の資料については、「表紙が白い資料１」、及び「表紙が水色の資料２」の２冊を準備してございます。

それでは、令和４年度使用の清川村立小学校及び中学校教科用図書の採択について、提案理由及び内容を御説明申し上げます。

まず資料１「令和４年度教科用図書採択関係資料」の３ページを御覧ください。

令和４年度使用の清川村立小学校及び中学校教科用図書について、⑦から⑫まで記載してあります「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第１３条、第１４条及び同法施行令第１５条」により、採択を求めるものでございます。

今年度使用しております教科用図書は、小学校用につきましては令和元年度、中学校用は令和２年度にそれぞれ採択されており、法令により、４年間は同一の教科書を使用しなければならいとされているため、令和４年度使用の教科用図書採択につきましては、２ページの④にあります、「学校教育法附則第９条」の規定による教科用図書を除き、今年度と同一の教科用図書を採択することになります。ですが、中学校用歴史教科書において、自由社の「新しい歴史教科書」が、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定の通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和２年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、４ページの⑭の３にあります、「無償措置法施行規則第６条第３号」により採択替えを行うことも可能であります。

そこで、中学校用歴史教科書については、７ページにあります「神奈川県教科用図書 愛甲採択地区協議会 規約 第１３条 小委員会」において、「令和２年度の採択理由」、「神奈川県教育委員会による調査研究の結果」さらに「清川村と愛川町の教科研究会の「現在使用している教科書の調査研究報告書（中学校用）」等を基に協議を行いました。

その際の参考資料について説明申し上げます。資料２の３ページを御覧ください。「令和２年度中学校社会歴史分野の採択理由」は、ページ中段に記載さ

れております、「社会歴史的分野 帝国書院」の採択理由に、「扱っている時代配分とその配列が適切であったり、ページごとに年表が示されていたりするのなど、生徒の興味を引くとともにわかりやすい。」という理由がありました。また、同35ページの「現在使用している中学校の先生方の意見」の中には「単元を貫く課題が明記されていて意識されやすい。」ことや、「インターネットウェブサイトによるサポートが充実している。」また、「タイムトラベルのページは生徒の想像力をかき立て、歴史への興味を引き出すのによい。」等の意見が挙げられています。

その結果、現在使用している歴史教科書について、特段不適切な点や扱いにくい等の意見がないことや各中学校において教育計画を作成し使用開始から数ヶ月程度であること、扱っている内容の客観性・妥当性等から鑑みて、令和2年度に採択した歴史教科書と同一の教科書を推薦することにいたしました。

また、学校教育法附則第9条の規定による教科用図書を除く、小・中学校用各教科の教科用図書の採択につきましても「現在使用している教科用図書の調査研究報告書（小・中学校用）」から特段の意見はありませんでしたので、小学校用は令和元年度に、中学校用は令和2年度に採択した教科用図書と同一の教科書を推薦することを確認いたしました。

つきましては、令和4年度使用の清川村立小学校及び中学校教科用図書として、1ページに記載されているものについて、ご協議いただきたいと思います。

教育長

それでは議案審議に入ります。

御質問、御意見等がございましたら、お願いします。（協議）

教育委員

- 中学校用歴史教科書については、令和2年度の採択理由を尊重し、引き続き帝国書院でいいと思います。
- 中学校では、今年度から使用している教科書をもとに計画を立てて学習を進めているので、学校現場のことを考えると継続の方が混乱しないのではないのでしょうか。
- 現場の先生の調査研究報告書からも、現在使用している帝国書院の教科書について、否定的なものはないので継続でいいと思います。
- 小学校と中学校の他の教科についても、特段の意見がなかったので継続でいいと考えます。

教育長

他にないようでしたら、質疑を終結したいと思いますですがよろしいですか。

それでは、皆様の御意見を総合的に判断させていただき、継続採択ということでよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

教育長

それでは、異議なしと認め、小・中学校用各教科は、資料の1ページの1・2に記載されておりますとおり、小学校用教科用図書は令和元年度に、中学校用教科用図書では令和2年度に採択したものと同一の教科用図書を継続して採択いたすことに決定いたしました。

続きまして、「学校教育法附則第9条の規定」による教科用図書につきまして、審議に入ります。事務局から説明をお願いします。

事務局

「学校教育法附則第9条」に規定する教科用図書の採択につきましては、各教育委員会が毎年度異なる図書を採択することが可能でございますので、各学校から希望があった図書の中から、児童・生徒の障がいの状況や発達の段階等を考慮し、適切であると判断した図書について、採択をすることになっております。

資料1の1ページ下段の「3 学校教育法附則第9条による村立小・中学校教科用図書採択」にございますとおり、「文部科学省検定済教科書」「文部科学省著作教科書」「文部科学省コード付き一般図書」「弱視用拡大教科書」のいずれにおきましても、各機関等により調査・研究が行われ、また使用実績等もあることから、「令和4年度使用学校教育法附則第9条」による教科用図書として適当であると判断しております。

説明につきましては以上です。よろしく御協議をお願いいたします。

教育長

それでは、ただいまの件について、御意見等がございましたら、お願いします。(協議)

特によろしいでしょうか。

教育委員 はい

教育長

特に御意見がないようですので、採択ということでよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

教育長

それでは、異議なしと認め、「学校教育法附則第9条の規定」による教科用図書について資料1の1ページ3にあるとおり採択をいたします。

以上で「令和4年度使用教科用図書の採択について」の審議を終わります。

なお、ただいまの審議結果のとおり決することといたしますが、資料1の3ページ⑨に記載されておりますとおり、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律第13条第5項の規定」により、

「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」となっております。

したがいまして、採択のありました教科用図書につきましては、ただ今の採択結果が、愛川町教育委員会の採択結果と異なった場合には、教育長を清川村教育委員会の代表とし、愛川町教育委員会と協議を行い、その協議の結果、決定された教科用図書を、清川村教育委員会が採択する教科用図書とすることでよろしいでしょうか。

教育委員 異議なし

教育長

御異議がございませんので、愛川町教育委員会と採択が異なった場合については、協議の結果をもって、清川村教育委員会の採択結果といたします。最後に事務局より、確認等お願いいたします。

事務局

愛川町教育委員会との協議につきましては、必要が生じた場合には、この後行うこととなっております。したがいまして、採択の結果につきましては、それ以降に公表することにさせていただきます。

なお、採択の結果等につきましては、資料1の3ページ⑩にありますとおり、採択期限となる8月31日までに各市町村教育委員会から神奈川県教育委員会に報告をいたします。また、各学校には通知をもって、住民の方々には村のホームページ等を通じて周知をさせていただくこととなりますことも、併せてご承知おきください。

採択事務に関する確認は以上となります。

教育長

議案第13号「令和4年度使用教科用図書の採択について」は以上でございます。

案件(4)その他

◎ 事務局から別紙「資料4」により「令和3年8月・9月分行事予定」について説明しました。

◎ 事務局から「パラリンピック聖火セレモニー」について説明しました。

◎ 事務局から「研修関係」について説明しました。

次回の会議日程

◎ 次回の教育委員会会議は、調整した結果、令和3年8月27日（金）
午前9時からで決定しました。（せせらぎ館3階 研修室）

閉会

委員 閉会宣言（午前11時50分）

令和3年8月27日

教 育 長

山田一夫

教育長職務代理者

橋本直人

委 員

加藤しのぶ

委 員

今野郁夫

委 員

石川富美子